第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十六年三月二十八日

福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目一番三六号

株式会社ダイヨシトラスト

代表取締役　大穂　義弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額百五十億九千五百万円を二億二千万円減少して百四十八億七千五百万円とし、発行済優先出資総口数三十万千九百口のうち四千四百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して二十九万七千五百口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十八日

掲載頁　七十七頁（号外第五十五号）

平成二十六年三月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｓｃｅｎｄａｓ　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ特定目的会社　取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五十三億円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十五年六月二十七日付官報の号外第一三七号一五一頁に掲載されています。

平成二十六年三月二十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

シラネ・プロパティーズ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

前橋市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　前橋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

前橋市営住宅設置条例（昭和三十九年前橋市条例第六十一号）第二条別表第一に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

群馬県住宅供給公社

理事長　林　宣夫

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川越市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

川越市市営住宅条例施行規則（平成九年九月三十日規則第三十五号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

一宮市の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　一宮市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

愛知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

一宮市営住宅条例施行規則（平成十年一宮市規則第一号）別表第一に規定する公営住宅及び共同施設

三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定に基づいて行う公営住宅及び共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関すること並びに一部の修繕に関することを除く。）

四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号

愛知県住宅供給公社

理事長　今井　秀明

大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第二に掲げる駐車場

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し、入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内

大阪市住宅供給公社

理事長　吉村　敬

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務

㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日

高知市九反田四番一〇―四〇一号

高知県住宅供給公社

理事長　奴田原　稔